



大津市伝統芸能会館の管理運営に関する規則

(入館者の遵守事項)

第4条 入館者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会館の施設若しくは設備等を汚損し、又はき損しないこと。
- (2) 壁、柱、床等にくぎ類を打ち込まないこと。
- (3) 舞台上では白足袋（養生マットを使用する場合においては、指定管理者が指定するもの）を履くこと。
- (4) 許可を受けずに、物品を展示し、又は印刷物、ポスター等を配布し、若しくは掲示しないこと。
- (5) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。
- (6) 他の入館者の迷惑となるような行為をしないこと。
- (7) 条例別表に掲げる能楽ホール等（以下「ホール等」という。）を使用したときは、使用した設備、備品等を原状に復し、清掃すること。
- (8) その他係員の指示に従うこと。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。